

## 10 特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例施行規則

昭和 43 年 3 月 29 日

規則第 8 号

特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例施行規則をここに制定する。

特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例(昭和 43 年静岡県条例第 25 号。以下「条例」という。)第 9 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(キャンプ禁止区域の標識)

第 2 条 条例第 7 条に規定する標識の様式は、別記様式第 1 号の例による。

(キャンプの許可申請)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項ただし書の規定による許可(以下「許可」という。)を受けようとする者(多数人が共同で行なうキャンプについて許可を受けようとする場合にあっては、その代表者)は、当該キャンプを行なおうとする日の 14 日前までに別記様式第 2 号によるキャンプ許可申請書に当該キャンプを行なおうとする場所の位置を記した地図を添えて知事に提出しなければならない。

(許可証の交付等)

第 4 条 知事は、前条の規定による申請を許可するときは、当該申請者に別記様式第 3 号によるキャンプ許可証を交付するものとする。

2 知事は、前項の許可をしたときは、すみやかに関係市町長及び条例第 8 条第 2 項に規定する職員(以下「関係職員」という。)にその旨を通知するものとする。

(許可証の携帯)

第 5 条 許可を受けた者は、当該キャンプを行なう場合は、キャンプ許可証を携帯し、関係職員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(許可の取消し)

第 6 条 知事は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消すことができる。

(1) キャンプ許可申請書に記載した目的以外の目的でキャンプを行なったとき。

(2) その他許可の条件に違反したとき。

(関係職員の指定)

第 7 条 関係職員の指定は、次に掲げる者のうちから知事が行うものとする。

(1) 県職員

(2) 条例第 3 条の規定により指定されたキャンプの禁止区域の所在する市町の長が推薦した当該市町の職員

(一部改正〔平成 12 年規則 83 号・19 年 1 号〕)

(関係職員の証票)

第 8 条 条例第 8 条第 3 項に規定する証票は、別記様式第 4 号によるものとする。

附 則

1 この規則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

2 静岡県青少年環境整備審議会規則(昭和 36 年静岡県規則第 48 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 4 年 3 月 31 日規則第 21 号)

この規則は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 10 日規則第 5 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 83 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。